各教育局長 様

学校教育局参事(生徒指導・学校安全)

北海道いじめの防止等に関する条例の施行に伴う取組の充実について(通知)

標記の条例の施行については、平成 26 年 3 月 28 日付け教生学第 964 号にて通知したところですが、本条例にあるとおり、いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、いじめが心身に及ぼす影響などいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

ついては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し、条例の趣旨の徹底を図るとと もに、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向け、各学校において次の点を踏まえた 取組の充実が図られるよう、指導助言願います。

記

- 1 策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページなどで公表すること。
- 2 いじめの未然防止を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充 実や予防的な生徒指導の推進、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上 に資する教育活動の推進や児童生徒の自主的な活動に対する支援を行うこと。
- 3 いじめの早期発見及び早期解消を図るため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施など児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備に努めること。
- 4 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めること。
- 5 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核として組織的な対応を行うこと。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが重要であり、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを教職員が抱え込まずに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報の記録及び共有化を図ること。
- 6 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときや、児童生徒の生命、身体 または財産に被害が生じるおそれがあるときには、教育的な配慮やいじめを受けた児童 生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をと ること。

(生徒指導・学校安全グループ)